明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○総合特別区域計画の変更を認定した件（**内閣府**二〇六～二〇八）　一
○除籍の一部が滅失した件
（**法務**二三六）　二
○戸籍が滅失した件（**同**二三七）
○除籍が滅失した件（**同**二三八）
○日本国に帰化を許可する件
（**同**二三九）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**二四一～二四四）　三
○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**八五五）
○特定土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件（**同**八五六）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**八五七～八五九）
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件
（**同**八六〇）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関を指定した件
（**海上保安庁**一七四）　四
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一八八、一八九）
○高速自動車国道に関する件
（**関東地方整備局**三九四～三九八）
○道路に関する件（**同**三九九）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**四国地方整備局**七八）
○道路に関する件
（**北海道開発局**一〇一）

〔国会事項〕　七

国家公安委員会　警察庁　総務省

〔人事異動〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について
（農林水産省）

〔公　告〕　八

諸　事　項

官庁

財団、金融商品取引業者に対する行政処分、金融商品取引業者の登録取消し処分、建設業の許可の取消処分、証票無効関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

告　示

○内閣府告示第二百六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年九月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　茨城県及びつくば市並びに国立大学法人筑波大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年九月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　医薬品等に関する輸出入手続きの電子化実証実験事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業